

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

計算書類の「個別注記表」

第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

フリーユー株式会社

法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.furyu.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。

なお、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務を適正に確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- イ. 当社は「人々のこころを豊かで幸せにする良質なエンタテインメントを創出する！」を企業理念に、法令・社会規範を遵守し、高い倫理観と良識をもった活動をする旨を定めた「企業行動指針」及び「社員行動指針」並びにコンプライアンス推進体制の整備等について定めた「コンプライアンス規程」を制定し、当社の役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス研修等を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ロ. 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査する。監査役会は、監査役会規程・監査役監査基準等を文書化し、内部統制システムの有効性を検証するとともに課題の早期発見に努め、課題を発見した場合は取締役会に是正を求める。
- ハ. 内部監査室が業務執行の状況を適法性・適正性の視点から監査し、随時代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも共有する。
- ニ. 当社は、法令違反行為等を発見した通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備し、運用する。
- ホ. 当社は、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、不当要求等に対しては組織全体として毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録し、保存及び管理する。
- ロ. 前項の情報は、取締役、監査役、会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写可能な状態にて保存及び管理する。
- ハ. 情報の保存及び管理に関する規程類は、適宜見直し、改善を図る。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- イ. 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、役職員から、業務執行に係わる重要なリスク情報の報告が行われるように徹底する。
 - ロ. リスクの早期発見、早期解決を図るため、内部監査室による内部監査を行う。
 - ハ. リスク管理に関しては、リスク管理に関する諸規程に基づき、リスク管理責任者がこれを統括し、リスク管理の主管部門がリスクを網羅的・体系的に管理する。主管部門は各部門担当者と連携し、リスクの低減を図る。
- 二. 職場の安全衛生を確保するとともに、品質・環境に関しては、国際基準に則したマネジメントシステムを適切に運用する。
- ホ. 天災・事故等の突発的なリスクの発生により全社的な対応が必要である場合は、代表取締役社長を責任者とする緊急事態対応体制をとる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役の意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されるよう最大限努める。
 - ハ. 取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長及び業務執行取締役が職務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議・決定するため「経営会議」を設置し、意思決定の効率化を図る。また、経営会議の決議・報告事項は取締役会に必要に応じて報告されるものとする。
- 二. 取締役の指名及び報酬等の決定に関する客観性・透明性を確保し、もって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。
- ホ. 経営環境のめまぐるしい変化に対応できるよう、取締役の任期を1年とする。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- イ. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社の管理に関する規程を定め、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については、当該規程に基づき事前協議を行う。
- ロ. 子会社は、その事業の性質及び規模に応じて各社の規定に従って事業や投資に関するリスクを管理し、当社は関係会社の管理に関する規程に基づき管理本部担当役員の統括の下、子会社管理担当部門及び関連部門が子会社からの報告を受領するとともに、情報を収集することにより当該子会社に関するリスクを管理する。
- ハ. 当社は、子会社を含めた中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の年度計画及び予算配分等を定める。
- ニ. 子会社の適正な業務遂行を確認するために、当社の監査役や当社の内部監査室による監査を適宜実施する。
- ホ. 子会社の役職員が外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
- ヘ. 当社は、子会社の役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

- イ. 当社は、監査役の職務を専属で補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、監査役からの要請がある場合には、当該使用人を任命及び配置する。
- ロ. 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない体制を整える。
- ハ. 当該使用人は、監査役の指示に基づき、社内各部門及び子会社に対して監査役監査に必要な情報の提供を求めることができる。
- ニ. 当該使用人は、監査役の指示に基づき、内部監査室、社外取締役及び子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報の共有を補助する。

⑦監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

i. 当社の役職員は、当社に著しい損害を及ぼす事実の発生又はそのおそれ、信用を著しく失墜させる事態、管理体制・手続きに関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為を認識したときは、遅滞なくその内容を監査役又は監査役会に報告する。

ii. 当社の内部通報に関する規程において、当社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、内部通報窓口でもある当社監査役に対して通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

i. 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

ii. 子会社の役職員が当社監査役に直接報告することができる制度を整備するとともに、当社監査役に対して報告をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明示する。また、子会社の内部通報制度の担当者は、内部通報の状況について適宜当社監査役に報告する。

iii. 当社内部監査室、子会社管理担当部門、子会社監査役部門は、適宜当社監査役に対し、当社子会社における業務執行の状況及び監査結果を報告する。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をしたときは、当社は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担する。

ロ. 監査役は、必要に応じ、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）に相談することができ、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- イ. 監査役と代表取締役は適宜会合をもって意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ロ. 監査役会は代表取締役及び取締役会に対し、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
- ハ. 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- ニ. 監査役は会計監査人と適宜会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ホ. 監査役は取締役会及びその他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めることができる。

業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

①内部統制システム全般について

当事業年度において、内部統制システムが適切に運用されており、重大な欠陥や不備が存在しないことを確認しております。

②重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は13回開催され、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について、法令及び定款等への適合性、業務執行の適正性の観点から審議が行われました。また、取締役の職務執行の適法性及び適正性を高めるために、独立社外役員が出席しております。また、定期的に行われる経営会議にて経営・業務執行に関する事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る体制を整えております。

監査役会は12回開催され、取締役の職務執行状況、法令及び定款等の遵守状況について確認いたしました。

指名報酬委員会は4回開催され、取締役会の諮問を受けて取締役の評価、個別報酬額、報酬決定方針の見直し、指名等について答申いたしました。

③リスクマネジメント

当社では、「リスク管理規程」「リスク管理手順」等の規程に基づき、リスク管理責任者がリスク管理に関してこれを統括し、定期的に取り締役に報告することを通じて、適切なリスク管理を行っております。さらに、当社で発生した事案に限らず、関連する業界において発生したリスクなどを社内に共有することで、注意喚起するとともに従業員のコンプライアンス意識醸成に努めております。

また、内部通報制度について、社内窓口（当社監査役）及び外部窓口（外部業者に委託した「企業倫理ホットライン」）を設け、全従業員に周知するとともに、コンプライアンス及びリスクに関する懸念事項、職場環境等に関する相談など匿名を含め幅広く受け付け、リスクの早期発見と改善に努めました。また、内部通報取扱規程において、内部通報者に対する不利益な取り扱いをしない旨定め、厳格に運用しております。

なお、BCP（Business Continuity Plan）については新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、再構築を実行しました。

④内部監査の実施

当事業年度において、内部監査基本計画に基づき、専門性、独立性を有する内部監査室による内部監査を実施しました。

特に当事業年度では、健康経営の視点から「コロナ禍での従業員のメンタルヘルス状況の把

握」を重要項目と据えて、社歴の浅い社員を中心に面談を実施しました。

⑤監査役

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、取締役会には監査役全員が、経営会議その他の重要会議には常勤監査役が出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を確認しております。また、随時、代表取締役、取締役、内部監査室及び会計監査人と会合をし、情報交換及び意見交換を行っております。

⑥主な教育・研修の実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修の開催が難しい中、集合研修以外にもイーラーニング及びWEB会議システムを活用し、業務を行うにあたり必要な法令に関する研修のほか、事業が対峙せざるを得ないリスクに関する教育研修を適宜実施しました。

⑦反社会的勢力排除の取り組み状況

「反社会的勢力対応規程」に基づき、取引開始時及び取引条件変更の際に、当該取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査を実施し、反社会的勢力の排除を徹底しています。また、継続取引先については定期的に第三者機関によるスクリーニング調査を実施しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のない有価証券

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な直近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

店舗用資産 定額法

上記以外 定率法

主な耐用年数

建物 2～39年

工具、器具及び備品 2～15年

賃貸用資産 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

主な耐用年数

ソフトウェア 5年

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、当社は退職給付信託を設定しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,574,510千円

② その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、しばらく収束せず翌事業年度も影響が継続すると仮定しており、将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について、現時点で入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っております。

これらの仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症が今後長期化や深刻化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産

流動資産

その他（預け金） 30,000千円

(注)上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,675,043千円

(3) 取締役に対する金銭債務 6,629千円

5. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
千葉県浦安市	事業用資産	建物付属設備、敷金等	38,156千円

当社は、減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額をゼロとして評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 28,296,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 935,731株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 1,094,413千円

1株当たり配当額 40円

基準日 2020年3月31日

効力発生日 2020年6月5日

(注) 1株当たりの配当額40円には、上場5周年記念配当5円を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 984,969千円

1株当たりの配当額 36円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月7日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	84,841千円
未払費用	180,978千円
未払事業税	30,762千円
貸倒引当金	10,521千円
減価償却費	188,963千円
研究開発費	28,884千円
退職給付引当金	269,825千円
その他	131,594千円
繰延税金資産小計	926,372千円
評価性引当額	△84,526千円
繰延税金資産合計	841,845千円
繰延税金負債	
投資有価証券	△17,907千円
繰延ヘッジ損益	△6,938千円
その他	△5,000千円
繰延税金負債合計	△29,847千円
繰延税金資産の純額	811,998千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等で運用しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って与信管理を行い、主な取引先の信用状況を適時に把握する体制としております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する株式、投資事業組合への出資であり、それぞれ市場価格等の変動、投資先の事業リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、業務上の関係を有する株式及び投資事業組合については、定期的に発行体の財務状況を把握し、取締役へ報告する方針としております。

また、デリバティブは、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引を行っていますが、このデリバティブ取引は、当社の運用基準に従い実需に伴う取引を行い、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
現金及び預金	12,255,623	12,255,623	－
売掛金及び電子記録債権	4,657,935	4,657,935	－
買掛金及び電子記録債務	(1,410,465)	(1,410,465)	－
リース債務	(6,136)	(6,343)	(206)
デリバティブ取引(*2)	22,661	22,661	－

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

買掛金及び電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 投資事業組合への出資25,303千円は、市場価格等がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	722円38銭
1 株当たり当期純利益	67円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(合併会社の設立)

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、株式会社CODE SHAREとの合併会社設立に関する合併契約書を締結することについて決議し、2021年4月1日に設立いたしました。

(1) 合併会社設立の目的

両社の強みを相互に活かすことで競争優位性が見込まれることから、10~20代女性向けファッションD2Cサービスを立ち上げることとしたため。

(2) 合併会社の概要

名称	オールドット株式会社
所在地	東京都渋谷区
代表者の役職・氏名	代表取締役 南出 憲吾 (株式会社CODE SHARE 取締役副社長)
事業内容	ライフスタイルD2C事業 (アパレル、コスメ、雑貨)
資本金	50,000千円
設立年月日	2021年4月1日
出資比率	当社51%、株式会社CODE SHARE49%